

岐阜県警察組織規則（昭和六十三年四月一日岐阜県公安委員会規則第一号）

改正
平元県公委規則一号・同六号、平二県公委規則一号、平三県公委規則二号、平四
県公委規則四号・同八号、平五県公委規則一号、平六県公委規則一号・同〇号、
平七県公委規則一号、平八県公委規則七号・同〇号、平九県公委規則三号、平一〇
県公委規則四号、平三県公委規則第七号、平三県公委規則第五号、平四県公委規
則第八号、平五県公委規則第二号、平六県公委規則第八号、平七県公委規則第八
号、平七県公委規則第六号、平八県公委規則第二号、平九県公委規則第二号、平
一〇県公委規則第四号、平一〇県公委規則第三号、平成一〇県公委規則第四号、平成一〇年
県公委規則第一〇号、平成三年県公委規則第四号、平成三年県公委規則第四号、平成
三年県公委規則第六号、平成二四年県公委規則第三号、平成二五年県公委規則第三号、
平成二五年県公委規則第六号、平成二六県公委規則第三号、平成二七県公委規則第四号
平成二八県公委規則第五号、平成二八県公委規則第八号、平成二九県公委規則第二号の二
平成三〇県公委規則第二号、平成三〇県公委規則第二号、令和二県公委規則第三号、令
和三県公委規則第二号、令和四県公委規則第三号、令和五県公委規則第二号、令和
六年県公安委員会規則第五号

岐阜県警察組織規則

目次

第一章 総則（第一条）
第二章 警察本部
第一節 各部の分課（第二条―第三十条）
第二節 総務室の分課（第三十一条―第三十四条）
第三節 課の附置機関（第三十五条）
第四節 部長等（第三十六条―第三十七条の五）
第五節 課長等（第三十八条―第四十四条の十一）
第六節 次席等（第四十五条）
第三章 警察学校（第四十六条―第四十八条）
第四章 警察署（第四十九条―第五十二条）
第五章 雑則（第五十三条・第五十四条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十八条及び岐阜県警察本部組織条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十二号。以下「条例」という。）第三条の規定に基づき、岐阜県警察の組織について必要な事項を定めることを目的とする。

第二章 警察本部

第一節 各部の分課

（警務部の分課）

第二条 警務部に次の五課を置く。

警務課
教養課
厚生課
監察課
留置管理課

（警務課の所掌事務）

第三条 警務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 職員の人事に関すること。
- 二 職員の規律及び服務に関すること。
- 三 組織及び定員に関すること。
- 四 警察運営についての企画及び調整に関すること。
- 五 業務の合理化・効率化に関すること。
- 六 法規審査に関すること。
- 七 職員の給与及び退職手当に関すること。
- 八 職員の公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課の所掌に属しない事務に関すること。

(教養課の所掌事務)

第四条 教養課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 警察教養一般に関すること。
- 二 警察教養施設の整備及び運営に関すること。

(厚生課の所掌事務)

第五条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 職員の福利厚生に関すること。
- 二 職員の健康管理に関すること。
- 三 恩給に関すること。
- 四 警察共済組合に関すること。

(監察課の所掌事務)

第六条 監察課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 監察に関すること。
- 二 表彰に関すること。
- 三 懲戒に関すること。
- 四 訟務に関すること。

五 審査請求の審理に関すること。

(留置管理課の所掌事務)

第六条の二 留置管理課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 留置施設に関すること。
- 二 被留置者の護送業務に関すること。

(生活安全部の分課)

第七条 生活安全部に次の五課を置く。

生活安全総務課

人身安全対策課

少年課

生活環境課

サイバー犯罪対策課

(生活安全総務課の所掌事務)

第八条 生活安全総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 条例第二条第一項第二号に規定する生活安全部の所掌事務に関する総合的な企画及び指導調整に関すること。

二 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。

三 犯罪の予防一般に関すること。

四 外国人の保護及び安全に関すること。

五 酩酊者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。

六 警備営業法（昭和四十七年法律第百十七号）に関すること。

七 質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）に関すること。

八 古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）に関すること。

九 岐阜県使用済金屬類営業に関する条例（平成二十五年岐阜県条例第二十八号）の施行に関すること。

- 十 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）に関する事。
- 十一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に関する事（生活環境課及び組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
- 十二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）に関する事（生活環境課及び組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
- 十三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）に関する事（生活環境課の所掌に属するものを除く。）。
- 十四 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課の所掌に属しない事務に関する事。

（人身安全対策課の所掌事務）

第八条の二 人身安全対策課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）に関する事。
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）に関する事。
- 三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）に関する事。
- 四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）に関する事。
- 五 児童虐待事案の対処に関する事。
- 六 行方不明者の発見活動に関する事。

（少年課の所掌事務）

第九条 少年課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 少年非行の防止に関する事。
- 二 少年の補導及び少年事件の捜査に関する事。
- 三 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関する事。
- 四 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関する事。
- 五 少年に対する暴力団の影響の排除に関する事。
- 六 前二号に掲げるもののほか、少年を被害者とする犯罪の防止に関する事。
- 七 少年相談に関する事。
- 八 少年警察ボランティアに関する事。
- 九 女性の性犯罪被害防止に関する事。
- 十 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）に関する事（人身安全対策課の所掌に属するものを除く。）。

（生活環境課の所掌事務）

第九条の二 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 銃砲刀剣類等（拳銃その他の銃器を除く。）の取締りに関する事。
- 二 狩猟関係事犯の取締りに関する事。
- 三 火薬類、高圧ガス、核燃料物質その他の危険物の取締りに関する事。
- 四 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関する事。
- 五 保健衛生関係事犯の取締りに関する事。
- 六 風俗関係事犯の取締りに関する事。
- 七 不動産及び金融関係事犯の取締りに関する事。
- 八 特許権、著作権又は商標権を侵害する事犯その他の知的財産権関係事犯の取締りに関する事。
- 九 前二号に掲げるもののほか、経済関係事犯の取締りに関する事。
- 十 岐阜県迷惑行為防止条例（昭和三十八年岐阜県条例第二十一号）に規定する犯罪（身体的な接触を伴う卑わいな行為を除く。）の取締りに関する事。
- 十一 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関する事。
- 十二 前各号に掲げるもののほか、他の課の所掌に属しない諸法令違反の取締りに関する事。

（サイバー犯罪対策課の所掌事務）

第九条の三 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 サイバー事案の防止対策一般に関すること。
- 二 サイバー事案に係る犯罪の捜査に関すること。
- 三 犯罪の取締りのための情報技術の解析及び支援に関すること。

(地域部の分課)

第十条 地域部に次の二課及び一隊を置く。

地域課

通信指令課

自動車警ら隊

(地域課の所掌事務)

第十一条 地域課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 条例第二条第一項第三号に規定する地域部の所掌事務に関する総合的な企画及び指導調整に関すること。
- 二 地域警察の運用及び活動に関すること。
- 三 雑踏警備に関すること。
- 四 山岳遭難、水難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。
- 五 鉄道警察に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課又は隊の所掌に属しない事務に関すること。

(通信指令課の所掌事務)

第十一条の二 通信指令課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 警察通信指令の運用に関すること。
- 二 緊急配備その他の初動措置に関すること。
- 三 警察通信の運用に関すること。

(自動車警ら隊の所掌事務)

第十一条の三 自動車警ら隊においては、次の事務をつかさどる。

- 一 警ら用無線自動車による警らの実施に関すること。
- 二 事件事故発生時の初動警察活動の実施に関すること。

(刑事部の分課)

第十二条 刑事部に次の七課、一所及び一隊を置く。

刑事総務課

捜査第一課

捜査第二課

捜査第三課

組織犯罪対策課

国際捜査課

鑑識課

科学捜査研究所

機動捜査隊

(刑事総務課の所掌事務)

第十三条 刑事総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 条例第二条第一項第四号に規定する刑事部の所掌事務に関する総合的な企画及び指導調整に関すること。
- 二 指名手配及び捜査共助（国際捜査共助を除く。）に関すること。
- 三 犯罪統計に関すること。
- 四 犯罪手口に関すること。
- 五 犯罪捜査の支援に関すること。
- 六 電子計算組織による照会業務に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課、隊又は所の所掌に属しない事務に関すること。

(捜査第一課の所掌事務)

- 第十四条** 捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 強行犯、特殊犯、その他の他の課の所掌に属しない犯罪の捜査に関する事。
 - 二 検視、死体の調査等に関する事。

(捜査第二課の所掌事務)

- 第十五条** 捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 詐欺、横領、汚職その他の知能犯罪の捜査に関する事。
 - 二 選挙関係法令違反の取締りに関する事。

(捜査第三課の所掌事務)

- 第十六条** 捜査第三課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 窃盗事件の捜査に関する事。
 - 二 移動警察に関する事。

(組織犯罪対策課の所掌事務)

- 第十七条** 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 組織犯罪に関する情報の収集、集約及び分析に関する事。
 - 二 暴力団犯罪捜査に関する事。
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）に関する事。
 - 四 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関する事。
 - 五 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関する事。
 - 六 組織犯罪の取締りに関する事。
 - 七 岐阜県暴力団排除条例（平成二十二年岐阜県条例第五十四号）の施行に関する事。

(国際捜査課の所掌事務)

- 第十七条の二** 国際捜査課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 国際犯罪の捜査に関する事。
 - 二 国際犯罪の情報収集及び分析に関する事。
 - 三 国際捜査共助に関する事。
 - 四 在留外国人の総合対策に関する事。

(鑑識課の所掌事務)

- 第十八条** 鑑識課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 犯罪鑑識に関する事。
 - 二 鑑識施設の整備及び維持管理に関する事。

(科学捜査研究所の所掌事務)

- 第十八条の二** 科学捜査研究所においては、次の事務をつかさどる。
- 一 犯罪捜査に関連する鑑定及び検査に関する事。
 - 二 鑑定又は検査の方法及び技術についての研究並びに実験に関する事。
 - 三 鑑定施設の整備及び維持管理に関する事。

(機動捜査隊の所掌事務)

- 第十九条** 機動捜査隊においては、次の事務をつかさどる。
- 一 重要事件の初動捜査に関する事。
 - 二 機動捜査に関する事。

(交通部の分課)

- 第二十条** 交通部に次の四課及び二隊を置く。

交通企画課

交通指導課

交通規制課

運転免許課

交通機動隊

高速道路交通警察隊

(交通企画課の所掌事務)

第二十一条

交通企画課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 条例第二条第一項第五号に規定する交通部の所掌事務に関する総合的な企画及び指導調整に関すること。

- 二 交通安全教育に関すること。
- 三 交通事故統計に関すること。
- 四 交通事故分析に関すること。
- 五 地域交通安全活動推進委員に関すること。
- 六 自動車運転代行業に関すること（交通指導課の所掌に属するものを除く。）。
- 七 自動車安全運転センターとの連絡調整に関すること。
- 八 安全運転管理者に関すること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課又は隊の所掌に属しない事務に関すること。

（交通指導課の所掌事務）

第二十二条

- 交通指導課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 交通指導取締りに関すること。
 - 二 交通事故事件及び交通法令違反事件の捜査に関すること。
 - 三 交通反則通告業務に関すること。
 - 四 交通捜査室の運用に関すること。

（交通規制課の所掌事務）

第二十三条

- 交通規制課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 交通安全施設に関すること。
 - 二 交通規制に関すること。
 - 三 交通管制に関すること。

（運転免許課の所掌事務）

第二十四条

- 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 自動車及び原動機付自転車の運転免許に関すること。
 - 二 自動車教習所に関すること。
 - 三 運転免許の登録・審査業務に関すること。
 - 四 運転免許に係る行政処分に関すること。
 - 五 運転者等の講習に関すること。
 - 六 自動車運転免許試験に関すること。

（交通機動隊の所掌事務）

第二十五条

交通機動隊においては、主として幹線道路における機動的な交通指導取締りに関する事務をつかさどる。

（高速道路交通警察隊の所掌事務）

第二十六条

高速道路交通警察隊においては、次の事務をつかさどる。

- 一 高速自動車国道（高速自動車国道に接続する自動車専用道路を含む。以下この条において同じ。）における交通指導取締りに関すること。

- 二 高速自動車国道における交通事故事件の捜査に関すること。

- 三 高速自動車国道における交通規制に関すること。

- 四 前三号に掲げるもののほか、高速自動車国道における交通警察に関すること。

- 2 高速道路交通警察隊においては、前項に掲げるもののほか、警察本部長の定めるところにより、高速自動車国道における緊急配備等の犯罪捜査の初動捜査活動その他必要な警察事務を処理する。

（警備部の分課）

第二十七条

警備部に次の三課及び一隊を置く。

警備総務課

警備第一課

警備第二課

機動隊

（警備総務課の所掌事務）

第二十七条の二 警備総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 条例第二条第一項第六号に規定する警備部の所掌事務に関する総合的な企画及び指導調整に関すること。
- 二 警備関係法令の調査及び研究に関すること。
- 三 警備警察に関する資料の整備及び保存に関すること。
- 四 電気通信回線を通じて行われる電子計算機に対する不正な活動に関する警備情報の収集及び整理その他当該活動に関する警備情報に関すること。
- 五 前号に規定する活動に関する警備犯罪の取締りに関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課又は隊の所掌に属しない事務に関すること。

(警備第一課の所掌事務)

第二十八条 警備第一課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 警備情報の収集及び整理に関すること（警備総務課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 警備犯罪の取締りに関すること（警備総務課の所掌に属するものを除く。）。

(警備第二課の所掌事務)

第二十九条 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 警備実施（雑踏警備を除く。）に関すること。
- 二 緊急事態に関すること。
- 三 危機管理に関すること。
- 四 警衛及び警護に関すること。
- 五 災害警備に関すること。
- 六 警察用航空機の運用に関すること。

(機動隊の所掌事務)

第三十条 機動隊においては、警備実施における部隊活動に関する事務をつかさどる。

第二節 総務室の分課

(総務室の分課)

第三十一条 総務室に次の五課を置く。

総務課

広報県民課

会計課

装備施設課

情報管理課

(総務課の所掌事務)

第三十二条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 公安委員会の庶務に関すること。
- 二 警察本部長の秘書に関すること。
- 三 警察署協議会に関すること。
- 四 県議会その他関係機関との連絡に関すること。
- 五 公印の保管に関すること。
- 六 被疑者取調べの監督に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、他の部及び総務室内の他の課の所掌に属しない事務に関すること。

(広報県民課の所掌事務)

第三十二条の二 広報県民課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 広報に関すること。
- 二 警察音楽隊に関すること。
- 三 警察安全相談に関すること。
- 四 情報公開制度の運用に関すること。
- 五 個人情報保護に関すること。
- 六 犯罪被害者支援の総合的な企画及び調整に関すること。
- 七 犯罪被害者等給付金に関すること。

八 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第三条第一項に規定する給付金に関すること。

九 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

（会計課の所掌事務）

第三十三条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 予算・決算及び会計に関すること。
- 二 財産（公有財産を除く。）の管理及び処分に関すること。
- 三 会計の監査に関すること。
- 四 遺失物法（平成十八年法律第七十三号）の規定による遺失物等の取扱いに関すること。

（装備施設課の所掌事務）

第三十三条の二 装備施設課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 公有財産の取得及び管理に関すること。
- 二 庁舎その他施設の営繕に関すること。
- 三 警察本部庁舎の管理及び警戒警備に関すること。
- 四 警察装備に関すること。
- 五 警察車両の整備に関すること。

（情報管理課の所掌事務）

第三十四条 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 デジタル化施策及び先端技術の導入に関すること。
- 二 電子計算組織の開発及び運用に関すること。
- 三 情報の管理に関する企画及び指導調整に関すること。
- 四 公文書の管理に関すること。

第三節 課の附置機関

（課の附置機関）

第三十五条 地域課に鉄道警察隊を、刑事総務課に刑事指導室及び捜査支援室を、交通指導課に交通捜査室を、交通規制課に交通管制センターを、運転免許課に自動車運転免許試験場（以下「試験場」という。）を、警備第二課に災害対策室及び警察航空隊（以下「航空隊」という。）を、総務課に公安委員会事務室及び取調べ監督室を、会計課に監査室を、装備施設課に警察車両整備センター（以下「車両整備センター」という。）を附置する。

2 附置機関は、課の所掌事務のうち、特定業務を処理する。

第四節 部長等

（部長及び総務室長）

第三十六条 部に部長を、総務室に室長を置き、警視正又は警視をもって充てる。

2 部長又は総務室長は、命を受け、部又は総務室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

（首席監察官）

第三十七条 警務部に首席監察官を置き、警視正又は警視をもって充てる。

2 首席監察官は、命を受け、監察の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

（組織犯罪対策統括官）

第三十七条の二 刑事部に組織犯罪対策統括官を置き、警視正又は警視をもって充てる。

2 組織犯罪対策統括官は、命を受け、組織犯罪対策の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

（参事官）

第三十七条の三 部及び総務室に必要な数の参事官を置き、警視正、警視又は警察官以外の職員（以下「一般職員」という。）であつて警視に相当する者をもって充てる。

2 参事官は命を受け、部又は総務室の事務のうち重要事項を掌理し、部下職員を指揮監督するほか、警察本部長が特に命じた事務を処理する。

（危機管理対策官）

第三十七条の四 警備部に危機管理対策官を置き、警備部参事官をもって充てる。

2 危機管理対策官は、命を受け、危機管理業務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(国際テロリズム対策官)

第三十七条の五 警備部に国際テロリズム対策官を置き、警備部参事官をもって充てる。

2 国際テロリズム対策官は、命を受け、国際テロリズム対策業務を処理し、部下職員を指揮監督する。

第五節 課長等

(課長等)

第三十八条 課に課長を、隊に隊長を、所に所長を置き、課長及び所長にあつては警視正、

警視又は警視に相当する一般職員を、隊長にあつては警視正又は警視をもって充てる。

2 課長、隊長及び所長は、命を受け、課、隊又は所の事務を処理し、所属の職員を指揮監督する。

(上席監察官)

第三十九条 警務部に上席監察官一人を置き、警視をもって充てる。

2 上席監察官は、命を受け、監察の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(監査室長)

第三十九条の二 監査室に監査室長を置き、警視又はこれに相当する一般職員をもって充てる。

2 監査室長は、命を受け、監査室の業務を行い、部下職員を指揮監督する。

(管理官及び管理監)

第四十条 部又は総務室に必要により管理官を置き、警視をもって充てる。

2 部又は総務室に必要により管理監を置き、警視に相当する一般職員をもって充てる。

3 管理官及び管理監は、命を受け、部又は総務室の事務のうち重要事項を処理し、部下職員を指揮監督する。

(監察官)

第四十一条 警務部に必要数の監察官を置き、警視又はこれに相当する一般職員をもって充てる。

2 監察官は、命を受け、監察の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(主席師範)

第四十一条の二 教養課に必要により主席師範を置き、警視又は警部に相当する一般職員をもって充てる。

2 主席師範は、命を受け、柔道、剣道、逮捕術等の指導を行う。

(総括情報管理官)

第四十一条の三 刑事部に総括情報管理官一人を置き、警視をもって充てる。

2 総括情報管理官は、命を受け、組織犯罪対策の情報の集約及び総合的な分析事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(調査官)

第四十二条 課又は隊に必要により調査官を置き、警視又はこれに相当する一般職員をもって充てる。

2 調査官は、命を受け、課又は隊の事務のうち特定の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(人事企画官)

第四十三条 警務課に人事企画官を置き、警視をもって充てる。

2 人事企画官は、命を受け、組織の人事的な企画運営事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(総合企画官)

第四十三条の二 警務課に総合企画官を置き、警視をもって充てる。

2 総合企画官は、命を受け、組織の総合的な企画運営事務（人事企画官の所掌に属するものを除く。）を処理し、部下職員を指揮監督する。

(人材育成企画官)

第四十三条の三 教養課に人材育成企画官を置き、警視をもって充てる。

2 人材育成企画官は、命を受け、人材育成に関する企画運営事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(首席検視官)

第四十三条の四 捜査第一課に首席検視官を置き、警視をもつて充てる。

2 首席検視官は、命を受け、検視に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(研究官)

第四十三条の五 科学捜査研究所に必要により研究官を置き、警視又は警部に相当する一般職員をもつて充てる。

2 研究官は、命を受け、科学捜査に係る鑑定及び研究に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(交通捜査対策官)

第四十三条の六 交通指導課に交通捜査対策官を置き、警視をもつて充てる。

2 交通捜査対策官は、命を受け、交通事故事件捜査に関する業務を行い、部下職員を指揮監督する。

(秘書官)

第四十三条の七 総務課に秘書官を置き、警視をもつて充てる。

2 秘書官は、命を受け、警察本部長の秘書の業務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(広報官)

第四十三条の八 広報県民課に広報官を置き、警視をもつて充てる。

2 広報官は、命を受け、広報事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(デジタル企画官)

第四十三条の九 情報管理課にデジタル企画官を置き、警視をもつて充てる。

2 デジタル企画官は、命を受け、デジタル化施策及び先端技術の導入に関する企画運営事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(鉄道警察隊長)

第四十四条 鉄道警察隊に鉄道警察隊長を置き、警視をもつて充てる。

2 鉄道警察隊長は、命を受け、鉄道警察隊の業務を行い、部下職員を指揮監督する。

(刑事指導室長)

第四十四条の二 刑事指導室に刑事指導室長を置き、警視をもつて充てる。

2 刑事指導室長は、命を受け、刑事指導室の業務を行い、部下職員を指揮監督する。

(捜査支援室長)

第四十四条の三 捜査支援室に捜査支援室長を置き、警視をもつて充てる。

2 捜査支援室長は、命を受け、捜査支援室の業務を行い、部下職員を指揮監督する。

(交通捜査室長)

第四十四条の四 交通捜査室に交通捜査室長を置き、警視をもつて充てる。

2 交通捜査室長は、命を受け、交通捜査室の業務を行い、部下職員を指揮監督する。

(交通管制センター所長)

第四十四条の五 交通管制センターに交通管制センター所長を置き、警視若しくは警部又はこれらに相当する一般職員をもつて充てる。

2 交通管制センター所長は、命を受け、交通管制センターの業務を行い、部下職員を指揮監督する。

(自動車運転免許試験場長)

第四十四条の六 試験場に自動車運転免許試験場長（以下「試験場長」という。）を置き、

警視又はこれに相当する一般職員をもつて充てる。

2 試験場長は、命を受け、試験場の業務を行い、部下職員を指揮監督する。

(災害対策室長)

第四十四条の七 災害対策室に災害対策室長を置き、警視をもつて充てる。

2 災害対策室長は、命を受け、災害対策室の業務を行い、部下職員を指揮監督する。

(警察航空隊長)

第四十四条の八 航空隊に警察航空隊長（以下「航空隊長」という。）を置き、警視をもつ

て充てる。

2 航空隊長は、命を受け、航空隊の業務を行い、部下職員を指揮監督する。

(公安委員会事務室長)

第四十四条の九 公安委員会事務室に公安委員会事務室長を置き、警視をもつて充てる。

2 公安委員会事務室長は、命を受け、公安委員会事務室の業務を行い、部下職員を指揮監督する。

(取調べ監督室長)

第四十四条の十 取調べ監督室に取調べ監督室長を置き、警視をもつて充てる。

2 取調べ監督室長は、命を受け、取調べ監督室の業務を行い、部下職員を指揮監督する。

(警察車両整備センター所長)

第四十四条の十一 車両整備センターに警察車両整備センター所長(以下「車両整備センター所長」という。)を置き、警視若しくは警部又はこれらに相当する一般職員をもつて充てる。

2 車両整備センター所長は、命を受け、車両整備センターの業務を行い、部下職員を指揮監督する。

第六節 次席等

(次席等)

第四十五条 課に次席を、隊に副隊長を、所に副所長を置き、次席及び副所長にあつては警視若しくは警部又はこれらに相当する一般職員を、副隊長にあつては警視又は警部をもつて充てる。

2 次席、副隊長及び副所長は、課、隊又は所の運営について、課長、隊長又は所長を補佐するとともに、命を受け、所属の職員を指揮監督する。

第三章 警察学校

(校長)

第四十六条 警察学校(以下「学校」という。)に校長を置き、警視正又は警視をもつて充てる。

2 校長は、命を受け、校務を掌握し、所属の職員を指揮監督する。

(副校長)

第四十七条 学校に副校長を置き、警視をもつて充てる。

2 副校長は、学校の運営について、校長を補佐するとともに、命を受け、所属の職員を指揮監督し、併せて学生の教育訓練を行う。

(主席師範)

第四十八条 学校に必要により主席師範を置き、警視又は警部に相当する一般職員をもつて充てる。

2 主席師範は、命を受け、学生の教育訓練及び柔道、剣道、逮捕術等の指導を行う。

第四章 警察署

(署長)

第四十九条 警察法第五十三条に規定する警察署長には、警視正又は警視をもつて充てる。

(副署長等)

第五十条 警察署に副署長又は次長を置き、副署長にあつては警視を、次長にあつては警視又は警部をもつて充てる。

2 副署長又は次長は、警察署の運営について署長を補佐するとともに、命を受け、所属の職員を指揮監督する。

(管理監)

第五十一条 警察署に必要により管理監を置き、警視に相当する一般職員をもつて充てる。

2 管理監は、命を受け、警察署の事務のうち重要事項を処理し、部下職員を指揮監督する。

(刑事生活安全官等)

第五十二条 警察署に必要により刑事生活安全官又は交通地域官を置き、警視をもつて充て

- 2 刑事生活安全官は、警察本部長が特に命ずる事務のほか、命を受け、警察署の事務のうち生活安全全部及び刑事部の所掌に対応する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- 3 交通地域官は、警察本部長が特に命ずる事務のほか、命を受け、警察署の事務のうち地域部及び交通部の所掌に対応する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

第五章 雑則

(所掌事務等の特例)

- 第五十三条** 警察本部長は、必要と認めるときは、各課、隊、所及び学校に対し、臨時にその課、隊、所又は学校の所掌に属しない事務を処理させることができる。
- 2 この規則の規定に基づき置かれる組織の職は、各本条の規定にかかわらず、当該階級の一級だけ下位の階級の警察官(各本条に規定する階級に昇任することが確実である者に限る。)をもつて充てることができる。

(委任)

第五十四条 この規則の施行について必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

附 則 (平成元年三月二十四日 岐阜県公安委員会規則第一号)

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年七月二十一日 岐阜県公安委員会規則第六号)

この規則は、平成元年八月一日から施行する。

附 則 (平成二年三月二十三日 岐阜県公安委員会規則第一号)

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年三月二十二日 岐阜県公安委員会規則第二号)

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月三十一日 岐阜県公安委員会規則第四号)

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年七月二十日 岐阜県公安委員会規則第八号)

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

附 則 (平成五年四月一日 岐阜県公安委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年三月二十九日 岐阜県公安委員会規則第一号)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年十一月一日 岐阜県公安委員会規則第十号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例施行規則の一部改正)

- 2 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例施行規則(昭和三十七年岐阜県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「防犯係」を「生活安全係」に改める。

(刑事訴訟法第八十九条及び第九十九条第二項の規定による司法警察員等の指定に関する規則の一部改正)

- 3 刑事訴訟法第八十九条及び第九十九条第二項の規定による司法警察員等の指定に関する規則(昭和二十九年岐阜県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「刑事部、防犯部、警備部及び交通部」を「生活安全部、刑事部、交通部及び警備部」に改める。

(没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

- 4 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成四年岐阜県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「刑事部、防犯部、交通部及び警備部」を「生活安全部、刑事部、交通部及び警備部」に改める。

附 則 (平成七年二月二十八日 岐阜県公安委員会規則第一号)
この規則は、平成七年三月一日から施行する。

附 則 (平成八年四月一日 岐阜県公安委員会規則第七号)

(施行期日)

1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。

(岐阜県警察国有物品管理規則の一部改正)

2 岐阜県警察国有物品管理規則(昭和四十年岐阜県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「および」を「及び」に、「かかる」を「係る」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四条第一項中「隊」の下に「、所」を加え、「および」を「及び」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

第五条中「行なう」を「行う」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第六条中「行なう」を「行う」に、「かかる」を「係る」に改める。

第七条中「かかる」を「係る」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

第八条中「行なう」を「行う」に改める。

第九条第二項中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改め、「同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に、「または」を「又は」に改める。

第十一条第一項中「もつぱら」を「専ら」に改める。

第十二条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十四条第二項中「ならびに」を「並びに」に改め、同条第三項中「ただちに」を「直ちに」に改める。

第十五条中「または」を「又は」に、「ただちに」を「直ちに」に改める。

第十六条中「かかる」を「係る」に、「または」を「又は」に、「ただちに」を「直ちに」に改める。

第十七条第一項中「および」を「及び」に改め、同条第二項中「または」を「又は」に改める。

第十九条中「および」を「及び」に改める。

附 則 (平成八年八月三十日 岐阜県公安委員会規則第十号)

この規則は、平成八年九月一日から施行する。

附 則 (平成九年四月一日 岐阜県公安委員会規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十年三月三十一日 岐阜県公安委員会規則第四号)

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年三月三十一日 岐阜県公安委員会規則第七号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十三年三月三十日 岐阜県公安委員会規則第五号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成十四年三月二十九日 岐阜県公安委員会規則第八号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十五年三月三十一日 岐阜県公安委員会規則第二号)

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成十六年三月三十一日 岐阜県公安委員会規則第八号)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月三十一日 岐阜県公安委員会規則第八号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年十月三十一日 岐阜県公安委員会規則第十八号)

この規則は、平成十七年十一月一日から施行する。

附 則 (平成十八年三月一日 岐阜県公安委員会規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十九年三月一日 岐阜県公安委員会規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十九年三月三十日 岐阜県公安委員会規則第四号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第八条の改正規定は平成十九年六月一日から、第三十三条第四号の改正規定は平成十九年十二月十日から施行する。

附 則 (平成十九年七月十三日 岐阜県公安委員会規則第十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十九年十月一日 岐阜県公安委員会規則第十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十年四月一日 岐阜県公安委員会規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十年十一月二十八日 岐阜県公安委員会規則第十号)

この規則は、平成二十年十二月十八日から施行する。

附 則 (平成二十一年三月三十一日 岐阜県公安委員会規則第四号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月三十日 岐阜県公安委員会規則第四号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年三月二十五日 岐阜県公安委員会規則第六号)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月三十日 岐阜県公安委員会規則第三号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年三月二六日 岐阜県公安委員会規則第三号)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第三十八条の五の改正規定及び第四十二条の七を第四十二条の八とし、同条の次に一条を加え、第四十二条の六を第四十二条の七とし、第四十二条の二から第四十二条の五までを一条ずつ繰り下げ、第四十二条の次に一条を加える改正規定(第四十二条の八の次に一条を加える部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十五年十二月二十日 岐阜県公安委員会規則第六号)

この規則は、平成二十六年一月三日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月二十八日 岐阜県公安委員会規則第三号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年三月二十七日 岐阜県公安委員会規則第四号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月二十九日 岐阜県公安委員会規則第五号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年十一月三十日 岐阜県公安委員会規則第八号)

この規則は、平成二十八年十一月三十日から施行する。

附 則 (平成二十九年三月二十八日 岐阜県公安委員会規則第二号の二)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十年三月二十七日 岐阜県公安委員会規則第二号)

この規則は、平成三十年三月三十日から施行する。

附 則 (平成三十一年二月二十六日 岐阜県公安委員会規則第二号)

この規則は、平成三十一年三月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定、第九条の二、第三十一条を削り、同条第十二号を同条第十一号とし、同条の次に一条を加える改正規定並びに第三十五条及び第四十四条の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月十七日 岐阜県公安委員会規則第三号)

この規則は、令和二年三月二十三日から施行する。ただし、第八条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に一号を加える改正規定並びに第九条の二、第三十五条及び第四十四条の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年三月十二日 岐阜県公安委員会規則第二号)

この規則は、令和三年三月二十二日から施行する。

附 則 (令和四年三月十五日 岐阜県公安委員会規則第三号)

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月三日 岐阜県公安委員会規則第二号)

この規則は、令和五年三月二十四日から施行する。

附 則 (令和六年三月二十六日 岐阜県公安委員会規則第五号)

この規則は、令和六年四月一日から施行する。